

務	00	01	1 年
(令和7年3月末まで保存)			
(令和5年9月末まで有効)			

交 企 第 2 1 0 号  
(交規、交指、運免、交機、高速、地域)  
令 和 5 年 8 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和5年秋の全国交通安全運動の実施について

現在、県警察では、本年の交通警察の目標に「交通死亡事故の抑止～とまる しめる やめる まもる～」を掲げ、各種活動を推進しているところであるが、本年7月末現在の発生件数及び死傷者数は、いずれも前年に比べ大幅に増加し、さらに8月に入ってから交通死亡事故が連続発生するなど大変憂慮すべき状況にある。

また、例年、9月以降は、日没時間の急激な早まりとともに、薄暮や夜間における交通死亡事故が多発する傾向にあることから、引き続き、交通死亡事故の抑止に向けた効果的な施策を推進していかねばならない。

このような情勢の中、見出しの運動が実施されることから、各所属にあつては、本運動が真に効果の上がるものとなるよう、地域の情勢を踏まえた実効ある活動を強力に推進されたい。

記

## 1 実施期間

令和5年9月21日（木）から同年9月30日（土）までの10日間

※交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（土）

## 2 運動重点

- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- (3) 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

## 3 交通安全運動推進の基本的な考え方

- (1) 重点に指向した施策の推進

歩行者や自転車利用者（以下「歩行者等」という。）には自らの安全を守るための交通行動として、交通ルールを遵守すること、運転者には他者に対する「思いや

り・ゆずり合い」の気持ちを持った運転、特に、歩行者等の保護に加え、時節柄、重大交通事故が多発する薄暮時間帯等における交通事故防止について一層の意識付けを行うことなど、本運動の重点に指向した施策を推進すること。

また、広報啓発活動については、ポスター、チラシ等の従来からの広報媒体に加え、デジタルサイネージや県警インスタグラム等のSNSを活用した情報発信等、各警察署で工夫を凝らし、幅広い年齢層に向けた効果的な広報啓発活動を推進すること。

## (2) 地域住民が主体となる交通安全活動の推進

自治体等の関係機関・団体、交通ボランティア等との連携を強化し、自治体等の主体的な活動の促進を図るとともに、地域住民一人一人が自らの問題と捉えて積極的に参加することができる活動や取組を計画すること。また、交通安全教室等の開催や業務中等に車両を運転する際に他の模範となる運転を実践する取組を促進するなど、職域等における交通安全運動が活性化されるよう、関係機関や民間企業・団体等との連携を強化するとともに、教育機関等との連携を強化し、学生等の参加を促進するなど、若い世代の交通安全意識の向上を図ること。

## (3) 警察の総合力の発揮

交通事故発生状況及び情勢に応じた対策、その効果等、管内の詳細な状況分析に基づき、地域警察官との合同取締りなど各部門が緊密に連携を図り、警察の総合力を発揮した取組を推進すること。

# 4 重点的推進事項

## (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

ア 横断歩道外の横断や車両等の直前直後の横断等の法令違反による歩行中死者が多い実態を踏まえ、道路を横断するときは横断歩道を渡ること、信号に従うことといった基本的な交通ルール遵守についての指導啓発を推進すること。

イ 歩行者が自らの安全を守るための交通行動として、道路を横断するときは、運転者に対して横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認することなどを促す交通安全教育等を推進すること。

特に、高齢歩行者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化に応じた交通行動を促す交通安全教育等を推進すること。

ウ 保護者や教育関係者に対する交通安全教育の機会を積極的に設け、保護者等が日常生活や教育現場において、正しい横断方法及び自らの安全を守るための交通行動を繰り返し幼児・児童に指導することの重要性について周知を図ること。

エ 地域の実情や歩行者が関係する交通事故の実態を踏まえ、街頭における交通安全指導や保護・誘導活動を行うこと。

特に、通学時間帯等における幼児・児童等の保護活動を強化すること。

オ 全ての年齢層を対象に反射材用品、LEDライト等の視認効果や使用方法等について周知を図るとともに、自発的な着用を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。

カ 道路管理者と連携しながら、「ゾーン30プラス」の整備を推進し、スムーズ横断歩道等の物理的デバイスの設置を促進するとともに、その効果等について積極的に広報するなど、生活道路対策の更なる推進を図ること。

(2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

ア 日没時間が急激に早まる秋口以降は、薄暮時間帯等における交通死亡事故が増加すること、特に、日没後1時間の死者が多く、昼間と比較して歩行者が横断中に死亡する事故が多いことなどの特徴についての交通安全教育等を強化すること。

イ 自動車等の前照灯の早めの点灯や対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用等の広報啓発を推進すること。あわせて、前照灯の上向き・下向きのこまめな切替えについても広報すること。

ウ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止可能な速度で進行する義務があることや、横断歩道等における歩行者等優先義務等について指導を徹底すること。あわせて、横断歩道等に向かっている歩行者等の横断の意思が明確でない場合であっても、横断歩道等の直前で一時停止し、横断の意思の有無を確認してから進行するよう指導するなど、歩行者等保護意識の醸成を図ること。

エ 歩行者が関係する交通事故の発生時間帯・発生場所を重点に、歩行者の保護に資する交通指導取締りを推進するほか、可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りを実施するなど、生活道路等における交通指導取締りを強化すること。

オ 飲酒運転の危険性や交通事故実態等に関する積極的な広報啓発のほか、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育等の効果的な取組を一層推進するとともに、交通安全関係団体や酒類提供飲食業等の関係業界と連携して、「(一財)全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を広く地域住民に呼び掛けるなど、地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を強化し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境づくり」に取り組むこと。

また、飲酒運転の実態について、必要な調査・分析を行った上で、飲酒取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、関連情報の組織的な活用を図り、飲酒運転根絶に向けたより効果的な取締りを推進すること。

カ 妨害運転の危険性や罰則のほか、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の重要性、妨害運転を受けるなどした場合の対応要領、ドライブレコーダーの有効性についての広報啓発を推進すること。

キ 高齢運転者に対しては、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を

理解し、自ら納得して安全な交通行動を実践できるよう、関係機関・団体等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。また、高齢運転者やその家族に対しては、運転適性相談窓口、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者への各種支援施策の広報啓発を推進すること。

加えて、安全運転サポート車の普及啓発及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発を推進すること。

ク 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用やチャイルドシートの適正な使用の徹底について、行楽地、道の駅、高速道路のSA・PA等における運転者等への啓発を推進すること。

また、高速乗合バスや貸切バス等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係機関、事業者等と連携した取組を強化すること。

ケ 二輪車運転者の被害軽減を図るため、二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について広報啓発を推進するほか、中高年、フードデリバリー事業者等に対する交通安全教育等、交通事故実態を踏まえた交通安全対策を推進すること。

### (3) 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ア 全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされたことを踏まえ、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行うなど、幼児・児童のみならず、全ての自転車利用者のヘルメット着用を促進すること。

イ 薄暮時間帯等における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図ること。

ウ 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の促進や幼児二人同乗用自転車の安全利用に係る広報啓発等を推進すること。

エ 具体的な交通事故事例を示し、損害賠償責任保険等の加入の必要性について周知し、加入を促すとともに、関係団体と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領について周知を図ること。

オ 自転車利用時の基本的な交通ルール等の周知を図るため、自転車安全利用五則を活用するなどして、対象に応じた交通安全教育や広報啓発を実施すること。特に、自転車は「車両」であり、車道通行が原則であることや左側通行することのほか、歩道は歩行者優先であり、歩道通行時は車道寄りを徐行することや歩行者の通行を妨げることとなる場合の一時停止義務等について指導を徹底すること。

カ 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車利用者の信号無視、通行区分違反（歩道通行、右側通行等）、一時不停止等の交通違反に対する交通指導取締りを推進し、悪質・危険な行為に対しては、積極的な検挙措置を講ずること。

キ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対して

交通事故発生状況等に関する情報を提供するとともに、実技を含む交通安全教室の開催等の交通安全対策を行うよう働き掛けること。

また、街頭における自転車配達員に対する指導啓発や飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の諸対策を推進すること。

ク 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）のうち、特定小型原動機付自転車の交通方法等に係る規定については、令和5年7月1日に施行されたところ、改正法施行後の特定小型原動機付自転車に係る新たな交通ルール等の周知・遵守が極めて重要であることから、ウェブサイト、SNSなどの各種媒体を活用した効果的な情報発信や、関係機関・団体等と連携した交通ルール等の広報啓発等を推進すること。

## 5 留意事項

### (1) 受傷事故防止等

交通指導取締り等の街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止に万全を期すこと。

また、街頭活動を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも特段の配慮をすること。

### (2) 模範的な交通安全行動の率先

警察職員は、横断歩行者等の保護や自転車等の基本的な交通ルールの遵守を徹底するとともに、模範的な運転マナーや自転車等乗車時のヘルメット着用を実践すること。

担当 交通企画課安全教育係